

議案第9号

那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例（平成17年10月那須烏山市条例第83号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行								
<p>(設置等)</p> <p>第2条 地域住民の医療の普及を図り、公衆衛生の向上及び健康の保持増進に寄与するため、市に熊田診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p> <p>2 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">那須烏山市熊田555番地1</td> <td style="text-align: center;">那須烏山市熊田診療所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(診療時間)</p> <p>第4条 診療所の診療時間は、<u>月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 市長は、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず診療時間を変更することができる。</p> <p>(休診日)</p> <p>第5条 診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>毎週水曜日、土曜日及び日曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</p>	位置	名称	那須烏山市熊田555番地1	那須烏山市熊田診療所	<p>(設置等)</p> <p>第2条 地域住民の医療の普及を図り、公衆衛生の向上及び健康の保持増進に寄与するため、市に熊田診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p> <p>2 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">那須烏山市熊田555番地</td> <td style="text-align: center;">那須烏山市熊田診療所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(診療時間)</p> <p>第4条 診療所の診療時間は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前8時30分から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>水曜日及び土曜日 午前8時30分から正午まで</u></p> <p>2 市長は、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず診療時間を変更することができる。</p> <p>(休診日)</p> <p>第5条 診療所の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>毎週日曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</p>	位置	名称	那須烏山市熊田555番地	那須烏山市熊田診療所
位置	名称								
那須烏山市熊田555番地1	那須烏山市熊田診療所								
位置	名称								
那須烏山市熊田555番地	那須烏山市熊田診療所								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。